

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第13条（略）</p> <p><u>（県内発注）</u>  <u>第14条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>第15条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年4月28日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第10条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 （略）</p> <p><u>附 則</u>  <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第13条（略）</p> <p><u>【新設】</u></p> <p>第14条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成21年4月28日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第10条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 （略）</p> <p><u>【新設】</u></p>